大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項、同法第58条及び大阪府漁業調整規則(令和2年大阪府規則第126号)第11条第1項の規定に基づき、同規則第 11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年11月21日

1. 制限措置の内容

III E V F 1 E							
漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の 数	船舶の 総トン数	漁業者の 数	馬力数	12.22	/// / // // // // // // // // // // //	march of a value
刺網	1隻	10トン未満		動力漁船の 性能の基準 (※)による	大阪府地先海 面	一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	なし
たこつぼ漁業	1隻					周年	
ひきなわ漁業	4隻					8月1日から2月15日まで	
あなごかご漁業	1隻					周年	
いかかご漁業	1隻				第1種共同 漁業権区域内	2月15日から6月30日まで	操業区域の漁業権者の同意を得た者
地びき網漁業	-	-	6人	-	大阪府地先海面	周年	なし
小型定置漁業 (桝網漁業)			13人		第2種共同 漁業権区域内		操業区域の漁業権者の同意を得た者
潜水器漁業			1人		第1種共同 漁業権区域内	周年(以下の期間を除く) ナマコ:6~8月 アワビ:10~12月 サザエ:6~7月 ムラサキウニ:7~8月 バフンウニ:1~3月 カキ:5~6月	

^{※「}漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業:令和7年11月21日から令和7年12月20日まで その他漁業:令和7年11月21日から令和8年1月20日まで